

◎新潟県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三条下田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市神明町1666番3から	新	14.6～28.9メートル	67.1メートル
同市神明町12番まで	旧	10.2～28.9メートル	71.9メートル